

産業能率大学通教校友会  
支部特別活動助成金の支給に関する規程

分類番号：助一程002  
制定日：2006年6月24日  
改正日：2007年7月7日  
改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）の支部活動の一環として行う学習会及び研修会又は講演会等（以下「学習会等」という。）に際して発生する経費を補助するために、支部に対して支給する支部特別活動助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、支部総会とは別に行う学習会等のうち、次の各号の要件をすべて満たす支部活動に対して支給する。

- (1) 全会員を対象とするもの。
- (2) 会員の研鑽に資する目的で、テーマを設定し、講師を招聘するもの。

(助成金の支給金額と支給回数)

第3条 助成金の支給金額は、1会計年度当たり5万円を上限とする。

- 2 前項に定める上限の範囲内であれば、1会計年度当たりの助成金の支給回数は特に定めない。

(助成金の支給基準)

第4条 助成金には、学習会等に参加した校友会員数に基づいて支給基準を設け、補助の割合を定める。

- 2 助成金の補助の割合は、下表のとおりとする。

学習会等に参加した校友会員数	補助の割合
4人以下	0%
5人～6人	50%
7人～9人	70%
10人以上	100%

(大学の教員を講師として招聘する場合)

第5条 事務局を通じて、産業能率大学（以下「大学」という。）の授業を担当している教員を学習会等の講師として招聘する場合の旅費及び交通費並びに講義料は、大学が定める規程に基づいて校友会本部の予算から支出する。ただし、講義料は120分の講義時間を限度とする。

- 2 大学の授業を担当している教員を学習会等の講師として招聘できるのは、1会計年度当たり1回とし、事前に別紙2の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣申請書」を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。
- 3 大学教員の派遣を受けて学習会等を実施した場合は、学習会等の終了後1か月以内に別紙3の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣学習会報告書」を事務局へ提出しなければならない。

（助成金の申請方法と申請期限）

第6条 助成金を申請する場合は、次の各号の書類をすべて事務局へ提出しなければならない。

- (1)別紙1の「産業能率大学通教校友会 支部特別活動助成金申請書」（以下「申請書」という。）
- (2)学習会等の資料（レジュメ）
- (3)学習会等の実施報告書（書式は自由）。但し、大学の教員を講師として招聘した場合は、別紙3の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣学習会報告書」。
- (4)学習会等に出席した校友会員等の名簿
- (5)講師への謝礼に係る領収書。但し、大学の教員を講師として招聘した場合を除く。
- (6)会場使用料に係る領収書
- (7)会員への案内郵送料等に係る領収書

- 2 助成金は、学習会等終了後1か月以内に事務局へ申請するものとする。但し、5月31日を会計年度ごとの申請締切日とする。

（助成金の支給方法）

第7条 支部から助成金の申請があった場合、事務局は前条に定める申請書類の内容を審査し、申請書に記載されたゆうちょ銀行の口座に助成金を振り込むものとする。